

【平成 22 年度第 1 回地域包括支援センター運営協議会資料】

地域包括支援センターのあり方について

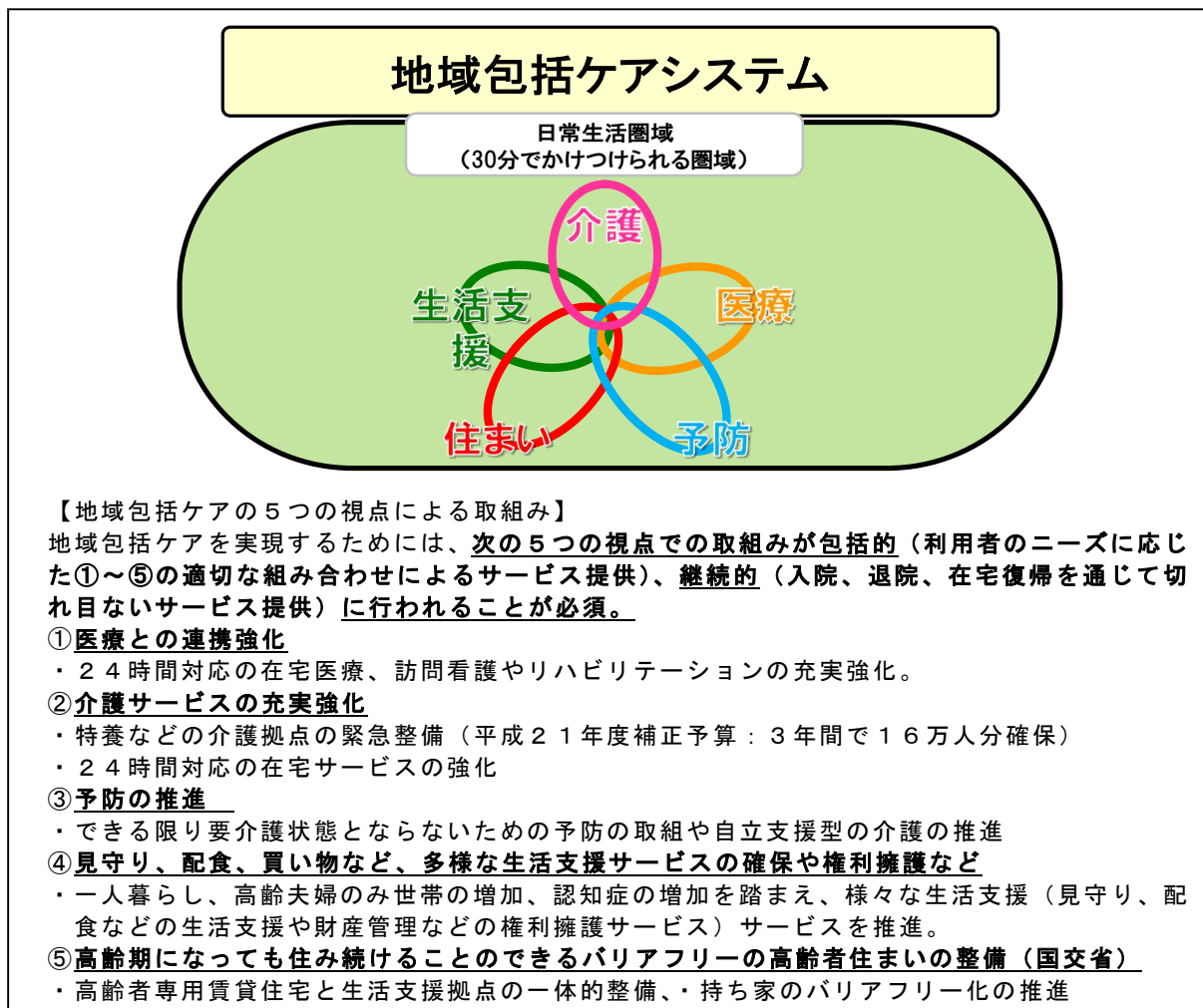
1. 地域包括ケアに対する熊本市の基本姿勢

(1) 地域包括ケアに対する熊本市の基本的な考え方

①「地域包括ケア」とは

高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、①**住宅**が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯、或いは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス（**生活支援**）、③**介護保険サービス**、④**介護予防サービス**、⑤在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な**医療保険サービス**の5つを一体化して提供していくという考え方

（厚生労働省老健局介護保険計画課作成資料より）



②地域包括ケアに対する熊本市の基本的な考え方について

【現状認識および必要な対応】

- 熊本市においても、全国同様高齢化の進展とそれに伴う認知症高齢者の増加、高齢者のみ世帯の増加が確実に見込まれており、高齢者の質の高い暮らしを支える体制の整備が急務。
- 高齢者の尊厳、個別性の尊重を基本に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することを目指し、介護、医療、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住宅の保障等の様々な支援を総合的・継続的に提供する仕組みの構築を行う。
- 特に、病気や介護が必要な状態になった場合であっても、個人の自立とＱＯＬの追及が可能になるよう、医療や介護を通じ、個々人の心身状態にふさわしいサービスが切れ目なく提供されるようなサービス提供体制について、重点的に強化を行う。
- ※ 一方、医療ケアの必要性、認知症の状態、家族の状況等により、在宅生活の継続ではなく、施設入所が適当な高齢者も確実に存在すると考えられる。
どのような状態像の高齢者がどの種類の施設に入所すべきかを明確にした上で、施設の種類の過不足を整理し、不足の場合は計画的な整備を行うことも併せて必要である。
- 高齢化の進展等を反映して上昇を続ける介護保険料の観点からも、このような体制が構築され、既存の医療・介護・福祉その他の資源が最大限効率的に活用されることは有用である。
- 今後は、
 - ・ 平成２２年度中に策定する「**わくわくシルバーライフプラン**」における「高齢者が住みやすく暮らしやすいまちづくり」のための施策として「地域包括ケアシステムの確立」を明記し、本市高齢者行政の中期的な方向性として位置づけた上で、
 - ・ 平成２３年度中に策定する「**第５期くまもと はつらつプラン**」（介護保険事業計画）において、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な施策を記載し、それに基づく着実な取り組みを進めることとする。

③地域包括ケアシステムにおける地域包括支援センターの役割について

- 各圏域の様々な資源を把握し、それらを有機的に連携させた上で高齢者になく核として、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う必要がある。
- 具体的には、以下のような機能を主体的に果たすことが必要。

地域資源・ニーズの把握・共有

- ・ 「地域包括ケア」の前提として、平成 23 年度中に「地域ケア計画」を作成する中で、**医療、介護、福祉及び住民コミュニティ資源を把握**するとともに、その**情報共有の核**となる。（これらの情報を随時更新する。）

医療・介護

- ・ 一定の医療ニーズや認知症のある高齢者であっても、地域包括支援センターが**介護サービスと医療的ケアをつなぐ**ことで、在宅で 24 時間暮らせるような仕組みを支える。
（ケアマネジメントの支援や、研修等を通じた連携体制の構築 等）

予防

- ・ 医療機関との連携による対象者把握等を起点として、一次予防、二次予防を通して**介護予防事業のハブ**となる。
- ・ 要介護状態になることを可能な限り予防する観点から、要支援者に対するケアマネジメントを行う。

生活支援

- ・ 民生委員を中心とする地域住民の力を活用しつつ、安否に関する個人情報管理の核となることにより、**高齢者の体系的な見守り体制**を実現する。
- ・ 高齢者のニーズを個別詳細に把握し、**必要な保険外サービスにつなげる。**
- ・ 権利擁護、総合相談など、高齢者の生活を側面から支える。

住まい

- ・ ケア付き住宅等の情報を集積し、**高齢者の居住面の問題に対応**する。

2. 地域包括支援センターの今後の運営のあり方について

(1) 実施のあり方について（委託業務の見直しと明確化）

①委託を行う理由について

- 地域包括支援センターは、有資格者を常勤専従で配置する必要があること、24時間365日の対応が求められることなどから、業務の効率性及び費用対効果を考え、民間事業者に業務を委託して設置している。
- 例えば、夜間の対応については、民間事業者においては、同一法人が有する介護施設等の夜勤職員を活用するなど、柔軟な連絡体制をとることができ、市が設置する場合と比較して、効率的な運営が可能である。

②委託内容及び委託料の考え方について

【委託内容】

- 現在の委託内容は、介護保険法第115条の46第1項及び第2項に基づき、「包括的支援事業」を一括して委託（その他の高齢福祉サービスもあわせて委託）しているが、各事業における地域包括支援センターの役割が不明確な部分がある。
- そこで、「包括的支援事業」における行政と地域包括支援センターの役割分担を整理し、仕様書で明確に記載する。

※ 特に特定高齢者の介護予防事業については、地域包括支援センターの役割があいまいとなっているため、平成23年度からの制度改正にあわせて整理する。

【委託料】

- 委託料についても、上記により整理した業務内容から必要な職員及び経費を積算し、委託料について再設計を行う
- ※ 委託料の積算にあたっては、これまでの決算状況や介護予防支援事業所としての収入（ケアプラン作成料）等も含めて検討する。

(2) 委託事業者の選定方法の見直しについて

①公募について

【現状】

- 平成18年の設置前に公募を実施し、26法人を選定。以後、同一法人と契約更新。
- ※ 旧富合町、旧城南町、旧植木町は、引継ぎ

【今後】

- サービスの質の確保及び新規参入業者への門戸を広げるため、契約更新の期限を設け、「6年」ごとに公募を実施することとする。
- ※ 地域におけるネットワーク構築及び活用には一定の時間を要すること、短期間での変更では利用者に戸惑いを与えること、地域包括支援センターが合わせて設置している介護予防支援事業所の指定の期間が6年であることから設定。（介護保険事業計画の2期分（3年×2）に相当。）
- ※ 契約方法は、1年ごととし、最大6年まで継続可とする。

②選定基準の基本的な考え方について

- 現状の地域包括支援センターの課題として、市民への認知度不足があげられており、対応が必要である。
- また、第5期介護保険事業計画では、「地域包括ケアシステムの構築」を柱と考えているため、事業者の選定にあたっては、地域包括ケアに対する認識、地域とのネットワークづくりや地域住民への広報活動などについて、設置場所や設置形態なども含めて、特に評価を行いたいと考えている。
- ※ 評価項目の新旧（案）については別紙参照。

(別紙)

	前 回	今 回
基本方針	・ 運営方針 ・ 地域介護の拠点としての考え方 ・ 中立・公正の確保	・ 運営方針 (特に地域包括ケアの観点から評価) ・ 中立・公正の確保
組織	・ 人員の確保 ・ 勤務条件 ・ 研修計画	・ 人員の確保 (予防支援も含む) ・ 勤務条件 ・ 研修計画
事業計画	・ 各事業の実施計画	・ 各事業の実施計画 (特に地域包括ケアの観点から評価)
個人情報	・ 取り扱い方針	・ 取り扱い方針
予防支援	・ 体制整備	・ 体制整備
設置状況	・ 位置 (交通の便) 及び事務スペース	・ 市民への認知度向上及び交通の便 (設置場所・設置形態等) ・ 事務スペース及び相談室の確保
その他		・ 時間外の対応体制 ・ 緊急時の対応体制 ・ 苦情処理の方法 ・ 地域への広報活動

(3) 圏域の見直しについて

平成24年4月に予定されている政令指定都市への移行に伴い、特に以下の考え方に基づき、地域包括支援センターの担当圏域の再編成を行った結果、27圏域となった。（※詳細は別紙参照）

(i) 小学校区が基礎単位

- ・ 自治会活動の基本単位等を考慮し、地域活動の基礎的な単位は小学校区と想定。したがって、担当圏域設定に当たっても、小学校区は不可分とする。

(ii) 行政区画内で編成

- ・ 保健福祉センターは、区役所と一体化される予定であり、地域包括支援センターの活動は、区役所と連携して行う必要があることから、行政区画内のいくつかの小学校区を1つの担当圏域とし、行政区画を跨ぐ担当圏域設定は行わない。

(iii) 地域の特性・地域間の結びつきを重視

- ・ 地域包括支援センターを中心とした地域ケア推進のため、地域の特性や地域間の結びつきを考慮し、中学校区の現状についても配慮を行った。
- ・ また、合併により熊本市に編入された地域（旧飽託郡、旧富合町町、旧城南町、旧植木町）は、現在も総合支所が設置されており、町を単位とした地域コミュニティが成立しているので、それぞれに1つのセンターを置くこととした。

(iv) 高齢者人口及び面積への配慮

- ・ 業務の効率性や地域包括支援センター間における業務の平準化の観点から、担当圏域内の高齢者人口や面積にも大きな偏りがないよう配慮を行った。